

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	岡崎 瑠美
論文審査担当者	主 査	政策・メディア研究科委員 情報学部教授 小林 博人	政策・メディア研究科教授 兼環境
	副 査	政策・メディア研究科委員 ティースマイヤー・リン	環境情報学部教授
		政策・メディア研究科委員	環境情報学部准教授 中島 直人
		藤女子大学人間生活学部教授 三宅 理一	
学力確認担当者：			
<p>岡崎瑠美君の学位請求論文は "Study on Urban Formation of Historical Center and Heritage Risk in Ethiopia: Degradation of Living Conditions in Historical Districts" と題し、7 章から成る。</p> <p>歴史的市中心街地の衰退化問題は先進国で広く指摘され、その克服に向けた多くの研究が存在する。他方、人口増加と貧困が同時進行する開発途上国では都市の基盤整備を欠き、夥しい低所得者の流入が遺産の価値を貶めている。そのため歴史地区を建築的側面だけではなく、社会的文脈で把握し、住民を含めたソーシャルプランニングが必要不可欠である。</p> <p>本研究はエチオピアの歴史都市であるゴンダール、メケレ、ハラールを対象として遺産を擁した歴史都市の市中心街地を比較検討し、エチオピアとしての歴史性の評価、歴史地区の劣悪化プロセスの解明、遺産への居住に内在する脆弱性の解明を目的とする。研究方法としては、史資料の発掘に伴う文献調査と現地での悉皆調査を基本とし、その総合化を通して諸点の解明に至っている。本稿の構成は以下の通りである。</p> <p>第1～2章では、エチオピアの歴史都市の形成過程について紐解くと同時に、歴史都市と土地管理制度との関係を分析している。キリスト教圏(エチオピア帝国)において今日続く都市型集住は、宮殿を核とした首都ゴンダール(17世紀前半建設)に始まり、大小様々な都市(カタマ)を生み出している。ムスリム圏(アダル土侯国)では交易都市ハラールが中世に建設され、19世紀後半にエチオピアに併合される。1930年代のイタリア占領期に有機的な伝統的都市組織に隣り合っグッド型の新市街地が計画され、1950年代以降両者が合体。社会主義政権期(1974-91)に土地と余剰建築の国有化が果たされ、住民構成が一変し、解放後、急激な人口膨張と共に市街地の拡大、市中心街地の劣化が進んでいることが明らかになった。</p> <p>第3～5章では、事例研究としてゴンダール、メケレ、ハラールの3歴史都市を選び、市中心街地の悉皆調査を通して居住実態について分析している。一連の調査の結果、地域により材料や構法、意匠が異なる住宅類型が確認され、ティグレ、アムハラ地方ではヒドモ(矩形住居)、ゴッジョ(円形住居)の伝統形式、ハラールではゲガール(段状ホールを中心とする伝統住居)が市中心街地に多く残存し、歴史地区としての景観を保っていることが確認された。しかし、帝政期の貴族層による大土地所有から社会主義政権期の土地の再分配に急激に移行したことで市中心街地の富裕層が没落し、接収された住宅の大半がケベレ(住区)所有の公営住宅に転用、貧困層に賃貸され、現在では空間・社会的に衰退していることを指摘している。</p> <p>第6～7章では、前章で得られた歴史都市のデータを比較分析することにより、問題点</p>			

論文審査の要旨及び担当者

No.2

を洗い出し、エチオピア歴史都市に内在するヘリテージリスクを挙げた。中心市街地では女性世帯主の割合が他地区に比べ極めて大きく、キリスト教圏ではムスリム圏に比べ遥かに貧困の度合いが高い。劣化した遺産に低家賃で住まう売春婦も多く、プロスティチュート・イン・ヘリテージ現象が見られる。

以上 1~7 章の結果より、エチオピアの歴史都市の形態として、軍団居留地から発生した「散住型ハベシヤ都市」と商業活動により発展した「密集型ムスリム交易都市」の2タイプが検出された。また、かつて高官や貴族の居住区として機能した歴史地区においては、エチオピア固有の伝統的タイポロジーに則る歴史的建造物が多数存在するが、維持管理を欠き、劣化が著しい。場所の利便性や低家賃、職業機会を求め様々な人々が一時的な生活拠点として中心市街地を活用しており、とりわけ貧困の女性化を中心とした生活環境および経済状態が歴史的な中心市街地の「インフォーマル化」を起こした。この歴史地区における経済のみならず生活形態が起こす歴史的建造物の形骸化・風化の現象、そしてそこを占める居住者の非正規の生活を「インフォーマル化」と位置づけ、それにより日常的に使われている歴史遺構が十全な形を維持することができず、空間的・社会的な衰退を引き起こしていることを結論として示した。本稿はこれまで行われてきた先進国型の歴史的市街地の保存に対する知見を継承しながらも、新たに途上国における遺産保護の手法確立の一助となり得るものとして評価できる。よって本論文の著者は博士（学術）の学位を受ける資格があるものと認める。